

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
4-5 5-3 6-6 7-2 8-19 9-1 12-6 1-7	資料作成費	149,799	133,900	【用紙10000枚、用紙20000枚、用紙7500枚、用紙12500枚 カラーコピー用紙2000枚、カラーコピー用紙色付7500枚、カラーコピー用紙色付7500枚、カラーコピー用紙色付17500枚】 総計84500枚もの用紙を党宣伝機関紙あゆみの発行に使用しているのだろうが、本来の政務調査研究報告に使用された外形的成果物も報告されていない。	説明中 (誤) 総計84,500枚 (正) 総計132,500枚 ※ 内訳についても誤りがある。	149,799	コピーペーパー等 132,500枚 124,193円 ラベル等 25,606円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
4-21 7-14 10-16 1-14	広報・広聴費	413,600	413,600	【あゆみ478号20000枚、あゆみ479号25000枚、あゆみ480号16000枚、あゆみ481号23000枚】 成果物が添付されておらず、本来の政務調査研究の報告書とは判断できない。	—	413,600	市政報告印刷代 478号 20,000枚 98,700円 479号 25,000枚 122,300円 480号 16,000枚 79,800円 481号 23,000枚 112,800円	内規別表2 (広報・広聴費-広報紙作成費等)に該当 ※ 478号については、印刷物としての確認ができなかったため、非該当	98,700

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
4-20	資料購入費	7,200	7,200	【週間新社会(2011年4月～2012年3月分)】他党(山下慶喜議員所属)とのバーターによる購入に過ぎない。なお、請求分は前年度分であり、本期間の政務調査費として支給できるものでもない。	—	7,200	週刊新社会 2011年4月～2012年3月分 7,200円	内規別表2 (資料購入費-新聞) に該当	0
11-4	資料購入費	1,850	1,850	【本『宣伝研究』2012年12月号、2013年1月号】党宣伝活動には必要であっても、政務調査研究に必要なとの証明はない。	—	1,850	宣伝研究 2012年12月号及び 2013年1月号 1,850円	内規別表2 (資料購入費-図書) に該当	0
4-7 5-4 6-7 7-8 8-8 9-6 10-8 11-18 12-7 1-3	資料購入費	48,000	48,000	【しんぶん赤旗、同日曜版、大阪民主新報】日本共産党の会派が会派自身の属する日本共産党の党紙を購入する必要性はない。党や会派の宣伝や接客を目的とする費用を政務調査研究費から支出することは許されない。大阪民主新報については、会派民主みらいとのバーターのお付き合いを目的とした購入であり、政務調査研究には適しない。	5-11 4,800円 は、月刊「保育情報」 2012年6月号～2013年1月号@600×8月 5-4 4,800円 日刊「しんぶん赤旗」5月分 3,400円 日曜版「しんぶん赤旗」5月分 800円 大阪民主新報 5月分600円 付記番号誤記と判断した。	48,000	日本共産党茨木市 議員団 控室 図書新聞 日刊「しんぶん赤旗」4～1月分 34,000円 「しんぶん赤旗」日曜版 4～1月分 8,000円 大阪民主新報 4～1月分 6,000円	内規別表2 (資料購入費-新聞) に該当	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-19 5-13 6-9 7-12 8-23 9-16 10-15 11-24 12-9 1-6	資料作成費	105,000	105,000	【リコーリース代(印刷機)】 成果物が示されておらず、大量印刷と併せて考えると政務調査以外の政治活動等への利用に流用されていると考えられる。政務調査費としては認められない。	—	105,000	コピー機リース代 4~1月分 105,000円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		725,449	709,550		修正後合計	725,449		合計	98,700

請求人の主張する内容※1

支給上限額	1,200,000
使用総額	1,203,578
否認額	709,550
要返金額	705,972

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	1,200,000
収支報告書支出合計額	1,203,578
目的外金額	98,700
返還すべき金額	95,122

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
6-2 8-1 10-5 11-3	資料作成費	133,516	133,516	<p>【紙代】 6月20日20梱、8月10日 合計34梱、10月23日32 梱と記入されている。1 梱の枚数そのものは不 明である。1梱500枚と して合計86梱で43000 枚といった大量の用紙 の必要性、用途は明ら かにされていない。 学校事務機コピーカウ ント(7月12日、9月6日、 10月3日、11月12日、12 月10日、1月17日)枚数 とも、9月3日購入の封 筒枚数、5月7日、7月20 日発行の茨木ニュース についても枚数が明記 されていないので照合 もできない。 公明党の他の活動が あり、流用されていると 判断し、政務調査費と しては認められない。</p>	—	133,516	<p>紙代 (A4 55K20梱包) 19,200円 (A4上質紙4梱包、 A4 70K10梱包、 A4 55K10梱包、 A3 55K10梱包) 51,720円 (A4中厚口32梱 包、A3中厚口1梱 包) 22,896円 (A3 55K10梱包) 39,700円</p>	内規別表2 (事務所費—事務用 品・事務機器購入・ リース料)に該当	0
9-1	その他の経費	27,000	27,000	<p>【封筒(角2、角3各1000 枚)】 使用目的、必要性も不 明であり、認められな い。</p>	—	27,000	<p>封筒代 (角2)1,000枚 (角3)1,000枚 27,000円</p>	内規別表2 (その他の経費)に 該当	0

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
5-1 7-6	資料作成費	163,150	163,150	【茨木ニュース 号外】 【茨木ニュース 夏号】 正に公明党の宣伝版であり、調査活動の報告ではない。夏号に至っては市議員のポスターに等しい。	—	163,150	茨木ニュース号外版(防災減災)作成印刷代金 99,750円 振込み手数料 400円 茨木ニュース夏号印刷代 63,000円	内規別表2 (資料作成費-印刷製本代)に該当	0
4-1 5-4 6-3 6-4 7-7 8-3 9-3 10-6 12-3 1-4	資料購入費	143,475	107,225	【公明新聞、聖教新聞、創価新報、公明グラフ、日経新聞、産経新聞】 公明党の新聞で調査が必要ではなく、また政教分離の点からも党の支持団体の聖教新聞を必要とするものではない。 また、一般紙は特に政務調査に関係する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、購入する必要はない。 なお、付記番号11-4は新聞購入費であるが、費目が「資料作成費」となっているのは誤りか?	付記番号12-3及び1-4は、添付書類2に見当たらないが、年月日、摘要及び支払金額により特定した。	143,475	日本教育新聞 4~1月分 26,250円 新建まちづくり新聞 4~1月分 10,000円 公明新聞 4~10・12・1月分 16,515円 聖教新聞 4~10・12・1月分 16,920円 創価新報 4~10・12・1月分 893円 公明グラフ 6・9・12月分 600円 産経新聞 4~12月分 33,750円 日経新聞 4~12月分 38,547円	内規別表2 (資料購入費-新聞)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明				修正内容	修正後金額	支払伝票の内容
	項目	支出額	否認額	説明					
11-4	資料作成費	3,820	3,820	同上	—	3,820	公明新聞 11月分 1,835円 聖教新聞 11月分 1,880円 創価新報 11月分 105円	内規別表2 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		470,961	434,711		修正後合計	470,961		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	1,400,000
使用総額	1,123,613
否認額	434,711
要返金額	434,711

監査委員の判断

政務調査費交付額	1,123,613
収支報告書支出合計額	1,123,619
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 民主みらい

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
9-2	資料購入費	19,950	19,950	【茨木市住宅地図】 家屋や土地調査を目的としたものでなく、市民の相談を受けた際の特定の住居確認程度の使用であれば、図書室か建設課で確認すればよい。選挙対策用としか考えられない。	-	19,950	茨木市住宅地図 (B4・1冊)19,950円	内規別表2 (資料購入費一図書)に該当	0
4-1 5-2 6-1 7-1 8-1 8-2 10-1 11-1 12-1	資料作成費	112,234	101,884	【コピーカウント料、コピー用紙】 コピーカウント料金を支払ったコピー枚数は合計11908枚(1枚8円)、これに対して購入用紙は枚数の記載がないので不明であるが、金額1500円分で約12000枚のコピーを全て賄っているとは思えない。前年度に多量に購入していたと考えられ、各年度内の必要経費の支出を厳守していない以上、認められない。	金額不一致 付記番号7-1 中 コピーカウント料1,685枚分の否認額 (誤)14,514円 (正)14,154円	112,234	コピーカウント料 100,024円(11,908枚) コピー用紙 1,500円(A4) 修理修繕 10,710円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料、事務用品・事務機器の修繕料等)に該当	0
合計		132,184	121,834		修正後合計	132,184		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	250,000
使用総額	223,456
否認額	121,834
要返金額	121,834

監査委員の判断

政務調査費交付額	223,456
収支報告書支出合計額	223,456
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 自由民主党・絆

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
10-1	調査旅費	562,580	216,000	【日当5人3日分】 【日当1人(中内)2日分】 調査は議員の職務であり、特別に日当を支給する必要はない。一般職員の出張による日当手当てとは異なる。 【宿泊費5人2日分】 【宿泊費1人1日分】 宿泊が不可欠で、その宿泊実費が一人一泊15000円以上必要との証明もない。	-	562,580	交通費 57,840円×5人 57,380円×1人 日当 3,000円×3日×5人 3,000円×2日×1人 宿泊料 15,000円×2泊×5人 15,000円×1泊×1人	内規別表2 (調査旅費-旅費)に該当	0
合計		562,580	216,000		修正後合計	562,580		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	600,000
使用総額	635,157
否認額	216,000
要返金額	180,843

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	600,000
収支報告書支出合計額	635,157
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 維新の会・みんなの茨木

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
10-2 12-1 12-3 1-2 1-4	資料作成費	238,816	238,816	【トナー代、ドラム代、コピー用紙代】 コピー機のトナーやドラムを多量に使用購入したとされているが、対応するコピー用紙及びコピー一枚数、何に使ったのか不明。他に流用されていると考えられ認められない。使用量に対しコストが異常に高く、効率的、経済的でない。	-	238,816	トナーカートリッジ(3個) 120,300円 ドラムカートリッジ(3個) 114,000円 コピー用紙 4,516円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		238,816	238,816		修正後合計	238,816		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	245,000
使用総額	264,053
否認額	238,816
要返金額	219,763

監査委員の判断

政務調査費交付額	245,000
収支報告書支出合計額	264,053
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 大島一夫

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-2 6-1 7-1 8-1 9-1 10-1 11-1 12-2	資料購入費	54,525	35,325	【読売新聞】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。	-	54,525	読売新聞 4~12月分 35,325円 議員NAVI 8~1月分 12,600円 保育小六法 1,680円 政権交代はなぜダメだったのか甦る 構造改革 1,680円 日本の税金 840円 現行自治六法 2,400円	内規別表1 (資料購入費-新聞、図書、定期刊行物購入費)に該当	0
5-1	広報・広聴費	2,240	2,240	【市政報告郵送料】 送付物が添付されておらず内容不明	-	2,240	資料郵送切手代 2,240円 @140×16通 ※平成26年3月10日、市政報告等の見本が提出された。	内規別表1 (広報広聴費-広報紙作成費等)に該当	0
合計		56,765	37,565		修正後合計	56,765		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	206,237
否認額	37,565
要返金額	31,328

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	200,000
収支報告書支出合計額	206,237
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 青木順子

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-2 5-1 6-2 7-1 8-1 9-1 10-1 11-1 12-1 1-1	資料購入費	43,272	43,272	【日経新聞】 特に政務調査に関する 記事が掲載されている 訳でなく、一般市民が 購読する新聞であり、 議員報酬で賄われるべ きものである。	1-1は読売 新聞	43,272	日本経済新聞 4~12月分 39,447円 読売新聞(朝刊) 1月分 3,825円	内規別表1 (資料購入費-新 聞)に該当	0
合計		43,272	43,272		修正後合計	43,272		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	84,267
否認額	43,272
要返金額	43,272

監査委員の判断

政務調査費交付額	84,267
収支報告書支出合計額	84,267
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 篠原一代

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-2 6-2 7-1 8-1 9-2 10-1 11-1 12-3 1-1	資料購入費	75,230	75,230	【日本経済新聞・読売新聞(H25年1月は日経のみ)】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。特に2種類の一般紙も必要無い。	-	75,230	日本経済新聞 4~1月分 43,830円 読売新聞 4~7月、9~12月分 31,400円	内規別表1 (資料購入費-新聞)に該当	0
6-1	資料購入費	55,000	18,333	【自治体情報誌(H23年12月~H24年11月分)】自治体情報誌デーファイルの定期購読料として請求しているが、H23年12月~H24年3月分は昨年度分であり、認められない。	-	55,000	自治体情報誌 デーファイル 2011年12月~2012年11月 冬号・春号・夏号・秋号 55,000円	内規別表1 (資料購入費-図書)に該当	0
合計		130,230	93,563		修正後合計	130,230		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	250,132
否認額	93,563
要返金額	43,431

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	200,000
収支報告書支出合計額	250,132
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 松本泰典

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-2 5-3 6-2 7-1 8-1 9-1 10-3 11-1 12-2 1-1	資料購入費	28,750	28,750	【読売新聞】 特に政務調査に関する 記事が掲載されている 訳でなく、一般市民が 購読する新聞であり、 議員報酬で賄われるべ きものである。	-	28,750	読売新聞 4~1月分 28,750円	内規別表1 (資料購入費-新 聞)に該当	0
合計		28,750	28,750		修正後合計	28,750		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	167,178
否認額	28,750
要返金額	28,750

監査委員の判断

政務調査費交付額	167,178
収支報告書支出合計額	167,178
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 坂口康博

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-2 5-3 6-2 7-3 8-2 9-3 10-4 11-2 12-4 1-3	資料購入費	29,500	29,500	【産経新聞】特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。	-	29,500	産経新聞 4~1月分 29,500円	内規別表1 (資料購入費-新聞)に該当	0
10-1	資料作成費	5,535	5,535	【プリンターインク】【ノート】何を作成したのか成果物の提示がなく不明である。大量のノートで何を作成したのか不明であり、他に流用された可能性もある。また、購入店もCDやビデオの貸出を業とする店で、尚且つ枚方駅前店で購入されているのは全く不自然である。(通常は事務所や住居の近くの文房具店で購入する。)	-	5,535	プリンターインク 5,535円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0
11-1	資料作成費	1,470	1,470	(なお坂口議員はこの他にも、購入した本の種類や、購入店についても政務調査用としての入手であれば三国店、天満橋店等の領収書であることも不自然で、流用されている可能性は否定できない。)	-	1,470	ノート 1,470円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0
合計		36,505	36,505		修正後合計	36,505		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	214,385
否認額	36,505
要返金額	22,120

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	200,000
収支報告書支出合計額	214,385
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 河本光宏

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
5-1 6-1 7-1 8-1 9-1 10-1 11-2 12-2	資料購入費	33,800	31,400	【朝日新聞】 特に政務調査に関する 記事が掲載されている 訳でなく、一般市民が 購読する新聞であり、 議員報酬で賄われるべ きものである。	-	33,800	朝日新聞 5～12月分 31,400円 現行自治六法 2,400円	内規別表1 (資料購入費一新 聞、図書)に該当	0
合計		33,800	31,400		修正後合計	33,800		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	200,000
使用総額	228,410
否認額	31,400
要返金額	2,990

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	200,000
収支報告書支出合計額	228,410
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 小林美智子

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-3 5-3 6-1 7-3 8-2 9-4 10-2 11-2 12-2 1-2	資料購入費	34,000	34,000	【しんぶん赤旗】 特定政党の発行する新聞であり、政務調査と関係ない。交際、相互協力による購入である。	—	34,000	しんぶん赤旗 4~1月分 34,000円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		34,000	34,000		修正後合計	34,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	370,000
使用総額	309,342
否認額	34,000
要返金額	34,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	309,342
収支報告書支出合計額	309,342
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 羽東孝

措置請求書添付書類※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-1 6-1 7-2 8-2 9-1 10-2 11-2 12-2 1-1	人件費	300,000	300,000	【事務所アルバイト賃金】 1.毎月同金額が支払われているが出勤簿もない。 2.過年度に支出したとして添付されていた領収書の氏名は家族夫人又は娘であったが、家族のアルバイトは認められない。 3.受取人の特定ができない。事務局での確認の証もない。	—	300,000	アルバイト賃金 4～1月分 324,000円 うち上限額 30,000円×10月	内規別表1 (人件費-アルバイト 雇用賃金)に該当	0
4-2 5-2 6-2 7-1 8-1 9-2 10-1 11-1 12-1	事務所費	90,000	90,000	【維持管理費】 羽東議員の家族の生活に要した光熱水道費であり、政務調査に要した費用ではない。当然、議員報酬で賄うべきものである。仮に規則や内規で認められていたとしても、それ自体違法であり認められない。 添付されている領収書を見ても、夏は散水による水道代が高く、冬は暖房で電気代が高く、まさに日常生活費であり、政務調査とは無関係である。実質的政務活動に要した費用でなく、従属的な費用支出を請求して今回の改選には出馬しないにもかかわらず、得るものは得ておこうとしたものである。	—	90,000	事務所維持管理費 電気料金 4～12月分 189,961円 水道料金・下水道 使用料 4～11月分 79,659円 うち上限額10,000 円×9月	内規別表1 (事務所費-維持管 理費) に該当	0
合計		390,000	390,000		修正後合計	390,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	370,000
使用総額	390,000
否認額	390,000
要返金額	370,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	370,000
収支報告書支出合計額	390,000
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 田中総司

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
4-1	資料作成費	1,196	1,196	【穴あけパンチファイル】何十年のベテラン議員が初めて穴あけパンチを使用するとは考えられない。従前のものを使用すべきである。完全な消耗品ではない。	-	1,196	穴あけパンチ 798円 ファイル10冊 398円	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等) に該当	0
8-3 10-2	資料作成費	851	851	【セロハンテープ2個】 【セロハンテープ3個】 一度に大量に使用する商品ではない。わずか2ヶ月前に2個買ったものを3個も購入する必要はない。	説明中の誤記(誤)セロハンテープ3個 (正)セロテープ3個	851	セロハンテープ 2巻236円 セロテープ 3巻615円	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等) に該当	0
10-5	資料購入費	12,600	12,600	【住宅地図、バインダー】 不動産業や建設業者でもない限り、常時使用するものではない。必要であれば市の建築課等で閲覧可能である。	-	12,600	ゼンリン住宅地図 及びバインダー 12,600円	内規別表1 (資料購入費-図書) に該当	0
4-2 5-2 6-1 7-1 8-5 9-1 10-7 11-1 12-1 1-1	資料購入費	34,000	34,000	【しんぶん赤旗】 特定政党の発行する新聞であり、政務調査と関係ない。交際、相互協力による購入である。	-	34,000	しんぶん赤旗 4~1月分 34,000円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0

監査結果一覧表 議員名 田中総司

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
8-4 10-3	広報・広聴費	258,880	258,880	【市政報告書作成費、郵送料】 その成果物が不明で必要性の説明がない。政務調査報告でなく、改選を見通した文書である。大量の郵送も不必要である。	金額不一致 付記番号10-3 (誤)104,710円 (正)104,790円	258,960	市政報告郵送代 80円×199通＝ 15,920円 50円×2,765通＝ 138,250円 市政報告印刷代 3,200部 104,790円	内規別表1 (広報・広聴費-広報紙作成費等) に該当	0
合計		307,527	307,527		修正後合計	307,607	合計		0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	443,599
否認額	307,527
要返金額	213,928

監査委員の判断

政務調査費交付額	350,000
収支報告書支出合計額	443,599
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 中村信彦

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
4-2 6-1 7-2 8-1 11-3 12-3 1-3	事務所費	46,671	46,671	【(事務所)維持管理費】 事務所届出を自宅として日常生活費の一部である電気・水道代を政務調査費から支出しているが、一般的衣食住の経費であり、議員報酬で賄うべきである。規則や内規で認めたとしてもそれは違法である。	-	46,671	維持管理費 電気料金 4・6～8・11～1月支払分 84,208円 水道料金・下水道 使用料 4・6・8・12月支払分 13,349円 月ごとの合計額の2分の1(12・1月は上限額)	内規別表1 (事務所費-維持管理費)に該当	0
7-1	資料作成費	15,890	15,890	【電子辞書】 特別政務調査に必要なものではない。私用である。	-	15,890	電子辞書1台 うち7/10を計上 22,700円×70% =15,890円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0
10-2	資料作成費	2,200	2,200	【PCハブ】 パソコンもない(任期終了直前12月5日に購入している)のに不要。	-	2,200	PCハブ	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0
11-1 11-2 12-2	資料作成費	24,439	24,439	【ラベル・インク】 何のラベルかわからないが、使用目的も料も不明である。PC用であるとすれば、本体自体所有せずして購入すること自体不自然である。	-	24,439	ラベル代 17,195円 プリンタインク代 7,244円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 中村信彦

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1-2	資料購入費	35,325	35,325	【朝日新聞(H24年5月～25年1月)】 特に政務調査費に関係する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞の種であり、議員報酬で賄われるべきものである。	-	35,325	朝日新聞 5月～1月分 35,325円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		124,525	124,525		修正後合計	124,525		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	356,561
否認額	124,525
要返金額	117,964

監査委員の判断

政務調査費交付額	350,000
収支報告書支出合計額	356,561
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 友次通憲

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
10-1	広報・広聴費	315,000	315,000	【ホームページリニューアル費】 内容も利用度及び調査活動の効果も不明であり、趣味・投票支持者獲得の一環と考えざるを得ない。	-	315,000	ホームページリニューアル費 ※ 平成26年2月28日、広報・広聴費から資料作成費に振り替えられた。	内規別表1 (資料作成費-その他)に該当	0
4-1 5-1 6-1 7-1 8-1 9-1 10-2 11-1	事務所費	240,000	240,000	【事務所賃料(H24年5月～12月)】 報告書から、平成25年1月の改選のための選挙活動を行う為に平成24年4月突然に事務所を新設したもので、政務調査費としての必要性は認められない。選挙対策用である。	-	240,000	事務所賃貸料等 5月～12月分 344,000円 うち上限額 30,000×8月	内規別表1 (事務所費-事務所賃借料)に該当	0
合計		555,000	555,000		修正後合計	555,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	555,000
否認額	555,000
要返金額	350,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	350,000
収支報告書支出合計額	555,000
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 石井強

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-4 6-1 7-3 8-3 9-1 10-2 11-1 12-2 1-2	資料購入費	8,000	8,000	【しんぶん赤旗(日曜版のみ?)】 特定政党の発行する新聞であり、政務調査と関係ない。交際、相互協力による購入である。	-	8,000	しんぶん赤旗 4~1月分 800円×10月	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
4-3 5-2 6-3 7-2 8-1 9-3 10-1 11-2 12-4	事務所費	90,000	90,000	【事務所経費】 自宅の電気、ガス、水道代と日常生活費の一部であり、特別政務調査に要した費用とは言えない。仮に規則や内規で認められていたとしても、規則や内規そのものが違法であり、議員報酬で賄うべきものである。	-	90,000	電気料金 4~12月支払分 118,130円 ガス料金等 4~12月支払分 78,874円 水道料金・下水道 使用料 4・6・8・10・12月支払分 77,040円 うち上限額10,000 円×9月	内規別表1 (事務所費-維持管理費)に該当	0
4-2 5-3 6-2 7-1 8-2 9-2 10-3 11-3 12-3 1-3	人件費	200,000	200,000	【事務所勤務員費】 事務所に勤務するアルバイト料一日2000円、1ヶ月10日分として月20000円を政務調査費から支出しているが、勤務表も存在せず実態不明であり、認められない。むしろ、自営の洋服仕立て業務の補助職員の給与の一部か。家族名の領収書を提出したものである。	-	200,000	事務所勤務員報酬 4~1月分 20,000円×10月	内規別表1 (人件費-アルバイト雇用賃金)に該当	0
合計		298,000	298,000		修正後合計	298,000	合計		0

監査結果一覧表 議員名 石井強

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	378,574
否認額	298,000
要返金額	269,426

監査委員の判断

政務調査費交付額	350,000
収支報告書支出合計額	378,574
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 上田光夫

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
4-1 5-4 6-2 7-1 8-2 9-2 10-1 11-3 12-2	資料購入費	39,447	39,447	【日本経済新聞】 特に政務調査に関する 記事が掲載されている 訳でなく、一般市民が 購読する新聞であり、 議員報酬で賄われるべ きものである。	—	39,447	日本経済新聞 4～12月分 39,447円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
8-1	資料購入費	5,145	5,145	【現代語古事記他1点】 特に政務調査に必要な 書籍ではない。神話と 政務調査との関連性は ない。現代語古事記は 690円の物と思われ、 他の本の書名を明示し ないことは著しく不当で ある。	—	5,145	現代語 古事記 1,785円 日本2.0 3,360円	内規別表1 (資料購入費-図書) に該当	0
1-1	広報・広聴費	100,000	100,000	【上田ミツオホームペ ージ作成費】 内容も利用度及び調査 活動の効果も不明であ り、私的な趣味・投票支 持者獲得の一環と考え ざるを得ない。費用の 相当性の説明も欠く。	—	100,000	茨木市議会議員 上田ミツオホーム ページ作成費 100,000円 ※ 平成26年3月12 日、広報・広聴費か ら資料作成費に振 り替えられた。	内規別表1 (資料作成費-その 他)に該当	0
合計		144,592	144,592		修正後合計	144,592		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	300,000
使用総額	325,936
否認額	144,592
要返金額	118,656

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	300,000
収支報告書支出合計額	325,936
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 下野巖

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-2 5-2 6-2 7-2 8-3 9-3 10-3 11-2 12-2 1-1	資料購入費	37,750	37,750	【産経新聞】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。	—	37,750	産経新聞 4～1月分 37,750円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
4-1 5-1 6-1 7-1 8-1 9-2 10-1 11-1 12-1	事務所費	90,000	90,000	【事務所費】 電気代及び水道代であり、日常生活費であり、政務調査に要した費用とは言い難い。議員報酬で賄うべきものである。	—	90,000	電気料金 4～12月支払分 155,984円 水道料金・下水道 使用料 5・7・9・11月支払分 52,854円 うち上限額10,000 円×9月	内規別表1 (事務所費-維持管理費) に該当	0
8-2	調査旅費	67,740	21,000	【うち日当、宿泊費】 調査は議員の職務であり、特別手当を支給する必要はない。一般職員の出張による日当とは異なる。調査の必要性や宿泊の必要性、その実費が15000円を超えている説明もない。	—	67,740	千葉県市川市・群馬県渋川市 市川市における市民あま水条例の制定について 渋川市における竹林整備事業の取り組みについて調査 交通費46,740円 日当3,000円×2日 宿泊料15,000円×1泊 合計67,740円	内規別表1 (調査旅費-旅費) に該当	0

監査結果一覧表 議員名 下野巖

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
10-2	資料作成費	4,410	4,410	【紙代】 5000枚もの大量の用紙購入に対する使用目的 成果物と必要性も提示 されていない。	—	4,410	TPペーパー A4(5,000枚)2箱 4,410	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等) に該当	0
合計		199,900	153,160		修正後合計	199,900		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	300,000
使用総額	295,730
否認額	153,160
要返金額	153,160

監査委員の判断

政務調査費交付額	295,730
収支報告書支出合計額	295,730
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 中内清孝

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-1 7-1 8-1 10-2 11-1 12-2 1-1 10-1	資料作成費	221,550	221,550	【ホームページ管理料】 【サーバー更新料】 内容も利用度及び調査活動の効果も不明であり、趣味・投票支持者の一環と考えざるを得ない。	—	221,550	HP管理料 4～1月分 210,000円 ドメイン・サーバー更新料 11,550円	内規別表1 (資料作成費-その他) に該当	0
12-1	広報・広聴費	167,250	167,250	【市政報告書郵送代】 選挙前に自己の選挙、支持者拡大のためのもの。市政報告書を大量に郵送する必要性、相当性はない。	—	167,250	市政報告書郵送代 50円×3,345通	内規別表1 (広報・広聴費-広報紙作成費等) に該当	0
合計		388,800	388,800		修正後合計	388,800		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	300,000	
使用総額	388,800	
否認額	388,800	
要返金額	300,000	支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	300,000
収支報告書支出合計額	388,800
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 大谷敏子

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-1 6-1 7-2 8-1 9-1 10-1 11-1 1-2	資料購入費	35,325	35,325	【朝日新聞】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。	—	35,325	朝日新聞 4～11・1月分 35,325円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
1-1	事務所費	261,000	261,000	【事務所家賃】 必要性も不明で家賃支払先は不明、支払期間も特定されておらず不明。	—	261,000	事務所家賃 4～12月分 261,000円	内規別表1 (事務所費-事務所賃借料)に該当	0
合計		296,325	296,325		修正後合計	296,325		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	300,000
使用総額	330,676
否認額	296,325
要返金額	265,649

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	300,000
収支報告書支出合計額	330,676
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 滝ノ上万記

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-1 6-1 7-1 8-2 9-2 10-1 11-1 12-1	資料購入費	35,325	35,325	【読売新聞】 特に政務調査費に関係する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞の種であり、議員報酬で賄われるべきものである。	—	35,325	読売新聞 4月～12月分 3,925円×9月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
4-2 5-2 6-3 7-2 8-3 9-3 10-2 11-2 12-2	事務所費	62,879	62,879	【維持管理費】 一般家庭の電気、ガス、水道代と日常生活費の一部であり、特別政務調査に要した費用とは言えない。仮に規則や内規で認められていたとしても、規則や内規そのものが違法であり、議員報酬で賄うべきものである。	—	62,879	維持管理費 電気料金 4～12月支払分 62,720円 ガス料金等 4～12月支払分 35,786円 水道料金・下水道 使用料 5・7・9・11月支払分 27,256円 月ごとの合計額の2分の1	内規別表1 (事務所費—維持管理費)に該当	0
合計		98,204	98,204		修正後合計	98,204		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	226,126
否認額	98,204
要返金額	98,204

監査委員の判断

政務調査費交付額	226,126
収支報告書支出合計額	226,126
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 山本隆俊

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
4-1 5-1 6-1 7-1 8-1 9-1 10-1 11-1 12-1	事務所費	270,000	270,000	【事務所賃借料】 契約先も不明であり、 支払先についても事務 局で黒塗りされており、 当局の必要性、相当性 の確認の証もない。認 められない。	—	270,000	事務所賃借料 4～12月分 540,000円 うち上限額 30,000円×9か月	内規別表1 (事務所費—事務所 賃借料)に該当	0
合計		270,000	270,000		修正後合計	270,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	362,672
否認額	270,000
要返金額	257,328

監査委員の判断

政務調査費交付額	350,000
収支報告書支出合計額	362,672
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 村中幾子

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1-1	資料購入費	38,200	38,200	【読売新聞(H24年4月～H25年1月)】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。 議会事務局が領収書を書き直したり、印影を消す処理も不当である。	—	38,200	読売新聞 4～1月分 3,820円×10月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
合計		38,200	38,200		修正後合計	38,200		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	350,000
使用総額	128,375
否認額	38,200
要返金額	38,200

監査委員の判断

政務調査費交付額	128,375
収支報告書支出合計額	128,375
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 長谷川浩

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
5-1 6-1 7-1 8-1 9-1 10-1 11-1 12-1 1-1	資料購入費	39,447	39,447	【日本経済新聞】 特に政務調査に関する記事が掲載されている訳でなく、一般市民が購読する新聞であり、議員報酬で賄われるべきものである。	—	39,447	日本経済新聞 5～1月分 4,383円×9月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
1-2	広報・広聴費	126,000	126,000	【市政報告印刷代】 選挙直前に選挙用に自己の顔と名をポスター化し、大阪維新の会いばらき支部の号外として、大阪維新の会茨木支部が発行しているものであり、市議が政務調査に要した費用とは認められない。	—	126,000	市政報告印刷代 6.3円×20,000枚	内規別表1 (広報・広聴費—広報紙作成費等)に非該当 ※ 発行者が議員名ではない。	126,000
合計		165,447	165,447		修正後合計	165,447		合計	126,000

請求人の主張する内容※1

支給上限額	315,000
使用総額	342,738
否認額	165,447
要返金額	137,709

監査委員の判断

政務調査費交付額	315,000
収支報告書支出合計額	342,738
目的外金額	126,000
返還すべき金額	98,262

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。